

宮城労働局メールマガジンのご案内

宮城労働局では、労働関係・人事労務関係の最新情報を最速でお届けするメールマガジンを発行しています。

ぜひ、配信登録を！

働き方改革関連法の最新情報も分かります！

【記事の例】

- 労働基準法をはじめ労働関係の法令や制度の改正ニュース
- 労働関係の各種制度の見直し動向
- 役に立つ各種助成金のご案内
- 人事労務管理関係の講習会・セミナーなどの開催ご案内
- 職場の安全・健康管理に役立つ各種情報
- 効果的な人手不足対策のヒント

配信登録は簡単！（無料です）

方法① 登録ページからの登録

<https://mdh.fm/e?kN202Y9Nkj>

方法② 空メール送信による登録

miyagiroudou@km.moweb.jp



- 記事の内容は主に企業の人事労務担当者、労働安全衛生担当者、経営者の方など向けのものとなっていますが、現在働いておられる方、就職活動中の学生や社会人の方なども役立つ内容となっています。
- 登録後のメール配信は、宮城労働局が契約しているmiyagiroudou@mygmm.jpより行いますので、携帯会社などの迷惑メール設定で、受信するメールを制限している方は、受信許可メールにこのアドレスを登録してください。
- 定期号を毎月1回配信するほか、臨時号を随時配信します。

宮城労働局のホームページもご覧ください！

リニューアル

- ・労働行政施策全体の動向やお役立ち情報が整理されています。
- ・企業の人事労務管理に生かせる情報や、働く人・働きたい人に役立つ情報が満載。

宮城労働局

検索

宮城労働局（雇用環境・均等室）

〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第四合同庁舎 電話 022-299-8834/8844

～パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法が改正されました～

「パートタイム・有期雇用労働法」

「改正労働者派遣法」への対応はお済みですか？

改正のポイント

1 不合理な待遇差が禁止されます

(1) パートタイム労働者・有期雇用労働者（パートタイム・有期雇用労働法）

同じ企業で働く正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与、手当など、あらゆる待遇について、不合理な差を設けることが禁止されます。

(2) 派遣労働者（改正労働者派遣法）

派遣先企業の正社員と派遣労働者との間で、基本給や賞与、手当など、あらゆる待遇について、不合理な差を設けることが禁止されます。

派遣労働者の均衡・均等待遇に関して、派遣元では「均衡・均等待遇方式」「労使協定方式」のいずれかの方式により対応しなければなりません。

2 待遇差の内容や理由について説明を求められるようになります。

事業主は、パートタイム労働者・有期雇用労働者、派遣労働者から正社員との待遇の違いやその理由などについて、説明を求められた場合は、説明をしなければなりません。

3 職場内でのトラブルについて紛争解決援助が利用できます。

施行期日

2020年4月1日

※パートタイム・有期雇用労働法の適用は中小企業は2021年4月1日。

※改正労働者派遣法の適用は、派遣元・派遣先の企業規模に関わらず、2020年4月1日。

不合理な待遇差が解消されなければ、派遣契約を締結することができません。

対応はお済みですか？



事業主の皆さまにおかれては、上記の改正の内容を踏まえ、自社の状況が改正法に沿ったものになっているかどうか確認し、法に沿った内容となっていない場合には施行日まで制度の改定等の準備が必要となります。

お問い合わせ先

- 「パートタイム・有期雇用労働法」に関する相談は雇用環境・均等室（022-299-8844）へ
- 「改正労働者派遣法に関する相談」は 職業安定部需給調整事業課（022-292-6071）へ

